

ID: 417

担当部署: 建設水道部 建築課 公営住宅係

処分の概要	入居の決定		
例規名 根拠条項	名寄市特定公共賃貸住宅管理条例 第7条第2項		
例規番号	平成18年条例第190号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第7条 前条に規定する入居者の資格を有する者で、特定公共賃貸住宅に入居しようとする者は、別に定めるところにより、入居申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者の中から特定公共賃貸住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第6条、第8条及び第9条の規定による。</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 名寄市に住所を有する者又は有することとなる者</p> <p>(2) 市税及び市使用料等の滞納がない者</p> <p>(3) 所得が市長の定める基準に該当するものであって、自ら居住するための住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)がある者</p> <p>(4) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において、特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として市長が認める者(所得が前号に定める基準に該当する者に限る。)</p> <p>(5) 同居親族がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅については、同居親族がない者であって、市長が定める基準に該当する者(所得が市長の定める基準に該当する者に限る。)</p> <p>(入居者の選定)</p> <p>第8条 入居の申込みを受理した戸数が入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合においては、抽選その他公正な方法により入居者を選定するものとする。</p> <p>(入居者の選定の特例)</p> <p>第9条 市長は、同居親族が多い者その他特に居住の安定を図る必要がある者で市長が定める者については、施行規則第29条の規定に基づき、入居者を選定することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日